

## 農業委員会だより

### 新しい農業委員会がスタートしました

農業委員会委員の任期満了に伴い、町議会の同意を得て、新たな農業委員が町長より任命されました。また、農地利用最適化推進委員が農業委員会より委嘱されました。

浪江町では、平成28年4月1日の法改正により農業委員の選挙制が廃止され、また、農地利用最適化推進委員が新設されてから2度目の体制となります。

任期は、令和3年7月8日から3年間です。

#### 【農業委員 12人】

◎会長 ○会長職務代理者 〈敬称略・議席順〉



- 原田 良一 柴野 正男
- 鈴木敬二郎 菅野富美恵
- 山本幸一郎 中野 弘寿
- ◎佐々木茂夫 紺野 宏
- 鈴木 幸子 神長倉正満
- 小澤 英之 若月 芳則

#### 【農地利用最適化推進委員 18人】

〈敬称略・地区順〉



- 桑原 泉 (大堀地区) 木幡 一郎 (津島地区)
- 遠藤 定郎 (大堀地区) 石川 昭悦 (津島地区)
- 小野田浩宗 (大堀地区) 関場 健治 (津島地区)

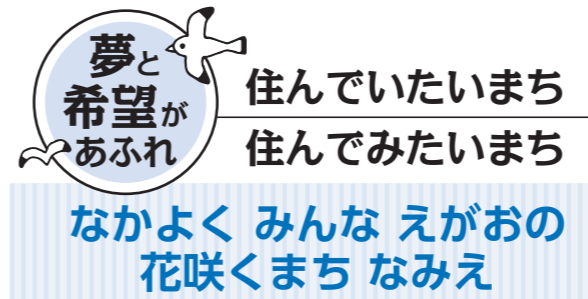
- 和泉 亘 (浪江地区)
- 川島 優 (浪江地区)
- 木村 耕治 (幾世橋地区)
- 安部 正之 (幾世橋地区)
- 上田 順一 (幾世橋地区)
- 脇坂 薫 (請戸地区)
- 荒川 勝己 (請戸地区)
- 藤田 一宏 (苅野地区)
- 高田 秀光 (苅野地区)
- 横山 良男 (苅野地区)
- 田中 静夫 (苅野地区)
- 上野 和人 (苅野地区)

農業委員会の制度改正から2度目の体制となり、新たに町長より農業委員として12人が任命され、農業委員会より農地利用最適化推進委員として18人が委嘱されました。現在、当町では農業の担い手の不足や、農業者の高齢化、耕作放棄地の増加が進んでおります。これらの課題の解消や、町の農業の再生のため尽力してまいりますので、農業者の皆さまのご支援のほどよろしくお願いいたします。

会長  
佐々木茂夫



新任のご挨拶



町が行っている取組についてお知らせします

### 「二本松出張所」が8月2日(月)より移転先で業務開始

- 移 転 先 〒964-0875 二本松市槻木253-8 (丸又葬儀社 二本松斎場の隣)
- 業務時間 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8時30分～17時15分

※電話番号・FAX番号に変更はありません。

問 二本松出張所 TEL 0243(62)0123

### 「先人の丘」整備のための慰霊祭が行われました

7月2日、旧請戸共同墓地に整備する「先人の丘」の工事のため、横山建設株式会社が主催する慰霊祭が行われました。津波により倒壊・流出した請戸共同墓地が、先人たちを敬う場所や慰霊の場所となるように、安全に整備を進めていきます。



問 建設課建設係 TEL 0240(34)0244

よろしくお祈いします

### 選挙管理委員

6月定例議会での選挙の結果、次の4名の方が選挙管理委員に選ばれました。

さらに、6月22日に行われた選挙管理委員会において、委員長および職務代理者が決定しました。

任期は、令和3年6月22日から4年間です。

問 浪江町選挙管理委員会 TEL 0240(34)0235



委員長  
根本 伸治  
(酒 井)



委員長職務代理者  
北 博子  
(北棚塩)



委 員  
神長倉正満  
(室 原)



委 員  
末永 一郎  
(手七郎)

ここから下は広告です。

## 国民健康保険税についてお知らせします

令和3年度は、軽減判定所得基準額が変更になります。なお、所得割額・均等割額・平等割額は据え置きます。

区分	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額	7.7%	変更なし	2.8%	変更なし	2.8%	変更なし
均等割額	24,000円	変更なし	8,500円	変更なし	9,500円	変更なし
平等割額	21,500円	変更なし	7,500円	変更なし	5,000円	変更なし
賦課限度額	630,000円	変更なし	190,000円	変更なし	170,000円	変更なし

軽減割合	改正前（軽減判定所得基準）	改正後（軽減判定所得基準）
7割	33万円	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）
5割	33万円+「被保険者数+特定同一世帯所属者数」×28万5千円	43万円+「被保険者数+特定同一世帯所属者数」×28万5千円+10万円×（給与所得者等の数－1）
2割	33万円+「被保険者数+特定同一世帯所属者数」×52万円	43万円+「被保険者数+特定同一世帯所属者数」×52万円+10万円×（給与所得者等の数－1）

※世帯の所得が軽減判定所得基準以下である場合に、軽減が受けられます。

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行によって国保の資格を喪失し、移行後も継続して同一の世帯に属する人のことです。

※給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人のことです。

### ■「新型コロナウイルス感染症」の影響による国民健康保険税の減免制度

「新型コロナウイルス感染症」の影響により、一定程度収入が減少した世帯に対して国民健康保険税の減免が受けられます。

▷対象（次の①②に該当する世帯）

- ①「新型コロナウイルス感染症」により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ②「新型コロナウイルス感染症」の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入・山林収入・給与収入の減少が見込まれ、次の要件に全て該当する世帯
  - (1)主たる生計維持者の事業収入などの減少見込額が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上であること
  - (2)主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
  - (3)主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る、所得以外の前年所得合計額が400万円以下であること

▷対象期間

- ①令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)までに納期限が到来する国民健康保険税

- ②令和2年度末に資格を取得したことなどにより、令和3年4月以降に納期限が到来する国民健康保険税

▷申請期限

令和4年3月31日(木)

### ■東日本大震災による減免制度

東日本大震災等による被災者に係る令和3年度国民健康保険税を減免します。

▷対象者

浪江町が行う国民健康保険の世帯主が平成23年3月11日時点で以下に該当する人

- ①避難指示区域（福島第一原子力発電所事故により国が避難指示区域の指定を行った区域）に住居登録があった人（世帯に属する被保険者の令和2年中の所得金額合算額が600万円以下の世帯に限る。ただし、住民税未申告者がいる場合は対象外）
- ②帰還困難区域に住居登録があった人
  - ※新規転入者で、原発事故により被災していない人は対象外です。

※詳しくは町ホームページを確認するか、課税係に問い合わせてください。